

2022年度

NAUI 保険のご案内

メンバー賠償責任保険

NAUIメンバーとして指導する方は必須

傷害保険

個人メンバーの方もご加入をお勧めいたします

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

メンバー生産物賠償責任保険

ダイビングボート補償保険

使用者賠償責任補償

所得補償保険

大切な
お知らせです。
必ず中を
ご覧ください。

指導中のミスで参加者にケガをさせてしまった!

メンバー賠償責任保険

〔施設所有(管理)者賠償責任保険〕

「国外危険補償特約、懲罰的損害賠償金等補償対象外特約、被保険者および対象業務に関する特約、包括契約に関する特約等付帯」

保険の特徴

NAUIメンバーが実施するNAUIの各種講習、ツアー・イベントに直接従事中に発生した事故により、被保険者が受講者、ツアー参加者、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーリします。

※NAUIの各種講習とは、スクーバダイビング、スキンダイビング、フリーダイビング、スノーケリング、NAUI CPR & First Aidを含み、NAUIが定める各種コース・プログラムを指します。

※ツアー・イベントとは、各種ダイビング、スノーケリング、カヌー、カヤック、キャニオニング、マーメイドスイム、磯遊び、海水浴、SUP(スタンドアップパドルボード)などの動力船を用いない水上アクティビティ等を指します。

はじめに

NAUIメンバーが、それぞれの保有資格に応じた業務を実施される場合、「メンバー賠償責任保険」へのご加入が不可欠です。

NAUIメンバーとして活動される方は、本保険へのご加入が必要です。

●加入資格

NAUI JAPANに登録しているNAUIメンバー

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入者(NAUI JAPANに登録しているNAUIメンバー)、保険加入者が所属するショップおよびショップの経営者、保険加入者に業務を委託した者(NAUIスクーバセンターなど)および株式会社ナウイエンタープライズ

●補償の対象となる事故の発生地

補償の対象となる事故の発生地は「国内・海外」です。(国外危険補償特約)

- (1)法人については日本国内に本社が存在する場合のみ「被保険者」となります。
- (2)個人についてはNAUIメンバーの方は海外在住でも「被保険者」となります。

●保険期間(ご契約期間)

2022年1月1日午前0時から2023年1月1日午後4時まで

●補償金額

	1名・1事故につき	免責金額(自己負担額)
対人・対物共通支払限度額	10億円	なし

●年間保険料

インストラクター	年間18,000円
リーダーシップ(ダイブマスター、アシスタントインストラクター、スキンダイビングインストラクター、スノーケリングリーダー)	年間12,000円
フリーダイビングインストラクター・フリーダイビングアシスタントインストラクター	年間12,000円

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

- ①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
- ②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の場合は修理費用、逸失利益など
- ③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
- ④車両、船、航空機の所有・使用・管理に起因する事故
- ⑤店舗管理上の損害賠償責任
- ⑥受講者または第三者の財物を預かって保管、使用または加工している間に、その預かった財物を損壊させたことにより負担する損害賠償責任
- ⑦NAUIメンバーがそれぞれの資格なしにそれぞれの業務を行った場合の事故
- ⑧株式会社ナウイエンタープライズに登録を受けていない場合および最新のNAUIコース・プログラム基準に定められた基準を著しく逸脱することによって発生した事故
- ⑨NAUIメンバーが所属するショップの使用者(非常勤スタッフを含みます)に対して、その使用者が業務従事中に被った事故に起因する損害賠償責任
- ※スタッフなど従業員に対する事故は、就業時間中または就業時間外を問わず、NAUIメンバーがNAUIの各種講習もしくはツアー・イベントの指導に直接従事中に発生した事故であっても、「保険金をお支払いできない主な場合」に該当します。
- ⑩レクリエーションダイビングの領域を超える各種ダイビングサービスを提供した場合の事故
- ⑪ダイビングツアーに参加した受講者の保有資格・経験等を超える各種ダイビングサービスを提供した場合の事故

など

●加入方法

メンバーコンパニー賠償責任保険の窓口は全て株式会社ナウイエンタープライズです。資格更新時の保険料は「更新のご案内」に従って、新たにメンバーコンパニーになられた場合のご加入については株式会社ナウイエンタープライズからの「保険のご案内」に従ってご加入ください。

●ご注意

本保険の保険契約者は、株式会社ナウイエンタープライズです。

店舗関連の賠償責任保険・傷害保険はセットされていません。スクーバセンターの皆さまは「スクーバセンター店舗関連賠償責任保険」「傷害保険」へのご加入をお勧めします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

NAUIメンバーに責任がなくても保険対応可能!

傷害保険

傷害補償(標準型)特約セット 団体総合生活補償保険

保険の特徴

保険契約者が実施する各種講習、ツアー・イベントの最中に参加者に発生した傷害事故について、NAUIメンバーおよびスタッフの過失(責任)の有無とは関係なく、保険金が支払われます。

また、NAUIメンバーおよびスタッフ自身の傷害事故についても保険金が支払われます。

★傷害入院時一時金は日帰り入院からお支払いの対象です。(免責期間0日)

*傷害事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」が原因のケガをいいます。

*補償期間および補償の対象は、受講者については、保険契約者が実施する各種講習、ツアー・イベント目的のため、所定の集合地に集合した時から目的を終了して解散するまでの間とします。スタッフについては、就業中の間(通勤途上を含みます)とします。ただし、両者ともプライベートタイムや宿泊中は除外されます。

*スタッフとは各種講習、ツアー・イベントに従事する方となります。

●保険契約者

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)、NAUIメンバー(国内活動)

●被保険者(補償の対象となる方)

NAUIメンバー・スタッフおよび保険申込書に記載された講習・イベント・ツアー参加者全員(名簿の備付が必要です)

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●ご加入コース(保険金額と年間保険料(ご参考))

傷害入院保険金支払対象期間・限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日(限度日数90日)、免責期間0日(入通院)、職種級別:A

保険内容		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	
傷害死亡・後遺障害保険金額		300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	
傷害入院保険金(日額)	—	—	—	—	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円	
傷害手術保険金	—	—	—	—	入院中:傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍						
傷害通院保険金(日額)	—	—	—	—	1,500円	2,000円	3,000円	1,500円	2,000円	3,000円	
傷害入院時一時金額	—	—	—	—	—	—	—	100,000円	100,000円	100,000円	
保 險 料 (人 数 を あ た り)	スタッフ	団体割引なし	1,500円	2,500円	5,000円	4,410円	6,380円	10,510円	5,110円	7,080円	11,210円
	受講者	団体割引なし	3,930円	6,550円	13,100円	9,750円	14,310円	24,250円	10,850円	15,410円	25,350円
(人 数 を あ た り)	スタッフ	団体割引5%	1,440円	2,400円	4,800円	4,220円	6,100円	10,050円	4,920円	6,800円	10,750円
	受講者	団体割引5%	3,720円	6,200円	12,400円	9,270円	13,600円	23,030円	10,370円	14,700円	24,130円
保険料の例		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	
① 5人の場合 (スタッフ:1名、受講者数:4名)		17,220円	28,700円	57,400円	43,410円	63,620円	107,510円	48,510円	68,720円	112,610円	
② 10人の場合 (スタッフ:2名、受講者数:8名)		34,440円	57,400円	114,800円	86,820円	127,240円	215,020円	97,020円	137,440円	225,220円	
③ 15人の場合 (スタッフ:3名、受講者数:12名)		51,660円	86,100円	172,200円	130,230円	190,860円	322,530円	145,530円	206,160円	337,830円	
④ 20人の場合(団体割引5%適用) (スタッフ:4名、受講者数:16名)		65,280円	108,800円	217,600円	165,200円	242,000円	408,680円	185,600円	262,400円	429,080円	

・スタッフは就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約、受講者は管理下中の傷害危険補償特約をセット

・準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約セット

・上記の保険料は職種級別A(事務職など)で算出しています。告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

職種級別の詳細は、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。

◆人数の算出の仕方

※講習・イベント・ツアーなど、保険期間を通じて1日あたり最大となる日の最大参加人数と、年間を通じて在籍するスタッフの人数を合算してください。

$$\text{例 受講者人数} \quad \text{最大参加者数 } 10\text{人} \quad + \quad \text{スタッフ 在籍者数 } 3\text{人} \quad = \quad \text{人数 } 13\text{人}$$

※お申込みの際は必ず取扱代理店までお問い合わせください。

※最大参加者数とスタッフの人数の合計が20名以上となった場合は、団体割引5%が適用されます。

※参加者に事故が発生した場合、事故発生日の参加者名簿をご提出いただきます。(名簿の備付けが必要です)

※スタッフについての事故が発生した場合は、その時点での従業員名簿(写)をご提出いただきます。

※事故発生日の参加者数が、ご契約申込時にご申告いただいた最大参加者数を上回っている場合は、お支払いする保険金の額が減額されますので、ご注意ください。

●保険金をお支払いする主な場合(一覧)

1.被保険者(補償の対象となる方)が被った次の傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
※ 減圧症(水中で器材に異常が発生し急浮上したために生じた場合等に限定)を含みます。

(注)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

2.傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
基 本 契 約	傷害死亡保険金 	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払います。
	傷害後遺障害保険金 	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度です。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。
	傷害手術保険金 	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合(注1)	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象です。
	傷害通院保険金 	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合(注2)(注3)	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度です。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
	傷害入院時一時金 	事故によるケガの治療のため、保険証券に記載された免責日数を超えて入院した場合	傷害入院時一時金額の全額 ※1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。

(注1)手術とは、次の診療行為をいいます。

①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。

- ・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術
- ・歯科診療固有の診療行為

②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)

(*1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。

(*2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)

(注2)通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。

なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

(注3)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。

●保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合	
基 本 契 約	<p>(1)次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none">①脳疾患、病気または心神喪失②妊娠、出産、早産、流産または外科的手術、その他の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます)③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒④故意、自殺、犯罪行為、けんか⑤被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<ul style="list-style-type: none">ア. 法令に定められた運転資格を所持せずに自動車等を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間(注)「自動車等」とは、自動車・原動機付自転車をいいます。⑥道路外の自動車、オートバイ、モーターボート等による試運転、競技、競争、興行またはこれらに準ずること⑦スカイダイビング、ハンググライダー、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん(登る壁の高さが5m以下のボルダーリングは含みません)、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)など、危険な運動を行っている間の事故⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波⑨核燃料物質、核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故⑩戦争、暴動(注) など <p>(2)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※</p> <p>※被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

(注) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として、保険申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することができますのでご注意ください。

※保険申込書記載事項(年令、職業・職務、他保険加入状況、保険金請求歴等)などにより、ご契約のお引受けをお断りするなど、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

店舗運営に関する備えは大丈夫ですか？

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

〔施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険〕

「運送危険補償対象外特約、被保険者に関する特約、被保険者および支払対象外業務に関する特約等付帯」

保険の特徴 (以下、3つの賠償責任保険がセット)

A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)

保険加入店の店舗管理上の過失により来店していたお客さまなど、第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

B.貸し出しおよび修理にかかる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)

保険加入店が貸し出しがした器材の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任および第三者から依頼を受け調整・修理した器材を引き渡した後に調整・修理が原因で他人に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。(タンク貸し出し・空気充填を主な業としている製造業者さまは別途取扱代理店までお問合せください)

C.受託者賠償責任保険

保険加入店が第三者から修理・調整などのために預かった器材などの受託物に、火災、盗難、破損などの事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。ただし、保険加入店の店舗施設内または自動車による送迎・運搬のための積み込み、積み下ろしの業務中に発生した事故に限ります。
※レンタル・リース物件を除きます。

●加入資格

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入店および保険加入店に業務を委託した者(NAUIスクーバセンターなど)および株式会社ナウイエンタープライズ

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●支払限度額・免責金額・年間保険料

	支払限度額:1事故／保険期間中	年間保険料
A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)(対人・対物共通支払限度額)		
B.貸し出しおよび修理にかかる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)(対人・対物共通支払限度額)	5億円	1店舗につき 12,000円
C.受託者賠償責任保険	200万円	

※免責金額(自己負担額)なし

※保険期間中限度額は「B.生産物賠償責任保険」および「C.受託者賠償責任保険」に適用されます。

※売上高1,200万円を超える場合は売上高に応じて保険料が変更になるため別途お問合せください。

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

- ①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
- ②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の時は修理費用、逸失利益など
- ③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故

- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任

- ③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任

- ④航空機、自動車・原動機付き自転車、施設外における船・車両の所有・使用・管理に起因する事故(施設所有(管理)者賠償責任保険のみ)など

- ⑤スタッフなど従業員に対する事故

<保険料確定特約について>

- ・この保険には保険料確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高を基に算出した保険料を払い込みいただきます。

(注)ご申いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ・保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。

- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

- ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますので留意ください。

スクーバセンター以外の方には…

メンバ一生産物賠償責任保険

(生産物賠償責任保険)

「被保険者に関する特約等付帯」

保険の特徴

貸し出しおよび修理にかかる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)

保険加入者が貸し出しがした器材の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任および第三者から依頼を受け調整・修理した器材を引き渡した後に調整・修理が原因で他人に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。(タンク貸し出し・空気充填を主な業としている製造業者さまは別途取扱代理店までお問い合わせください)

●加入資格

NAUIメンバー（国内活動）

●被保険者（補償の対象となる方）

保険加入者および保険加入者に業務を委託した者(NAUIスクーバセンターなど)および株式会社ナウエンタープライズ

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●支払限度額・免責金額・年間保険料（器材貸し出し・修理年間売上高1,200万円以下の場合）

	支払限度額：1事故／保険期間中	年間保険料
貸し出しおよび修理にかかる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)(対人・対物共通支払限度額)	5億円	23,800円

※免責金額（自己負担額）なし

※上記保険料について、器材貸し出し・修理年間売上高1,200万円を超える場合は別途お問い合わせください。

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

- ①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
- ②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の時は修理費用、逸失利益など
- ③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士費用など

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
- ④スタッフなど従業員に対する事故

など

<保険料確定特約について>

- ・この保険には保険料確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高を基に算出した保険料を払い込みいただきます。

(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ・保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。

- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

- ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

※補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

ダイビングボートを所有のスクーバセンターには…

ダイビングボート補償保険

(ヨット・モーターボート特約付施設所有(管理)者賠償責任保険)

保険の特徴

被保険者が所有、使用または管理するダイビングボートに起因して第三者の身体・生命を害しましたは財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

●加入資格

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入者および保険加入者の同居の親族で被保険船舶を使用・管理中の者、保険加入者の承諾を得て被保険船舶を使用・管理中の者(ただし、船舶の修理・保管・販売・輸送、回船など船舶を取扱うことを業としている者が、業務として受託した被保険船舶を使用・管理している間を除く)および株式会社ナウイエンタープライズ

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

- ①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
- ②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損・汚損の時は修理費用、逸失利益など
- ③その他…権利保全行使費用、損害防止費用、協力費用、応急手当・護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用など

【保険金が支払われる場合・事故例】

- ダイバー(受講者・受講者以外を問いません)を誤ってひいてしまい法律上の損害賠償責任を負った。
- 漁網をプロペラにからませ切ってしまい法律上の損害賠償責任を負った。
- ダイバー(受講者・ツアー参加者のみ)を見失ったことが原因で死亡させてしまい法律上の損害賠償責任を負った。
- ダイビングボートの搭乗者または積載物に対する損害賠償責任。(ヨット・モーターボート特約)

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故
 - ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する損害賠償責任
 - ④スタッフなど従業員に対する事故
 - ⑤被保険者またはその使用人が無免許で船舶を操船している間に発生した事故
- など

●支払限度額

対人賠償	1名=1億円／1事故=5億円(免責金額なし)
対物賠償	1事故=1,000万円(免責金額なし)

●年間保険料(1艇につき)

50馬力以下	48,000円
50馬力超100馬力以下	60,000円
100馬力超	72,000円

*このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明」・「契約概要のご説明」・「注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

*補償内容の詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

*このパンフレットに記載の保険料および補償内容についてでは、予告なく変更となる場合がございますのでご留意ください。

労災事故等による従業員等からの訴えに対する備え

使用者賠償責任補償

タフビズ業務災害補償保険(使用者賠償責任補償特約付)

保険の特徴

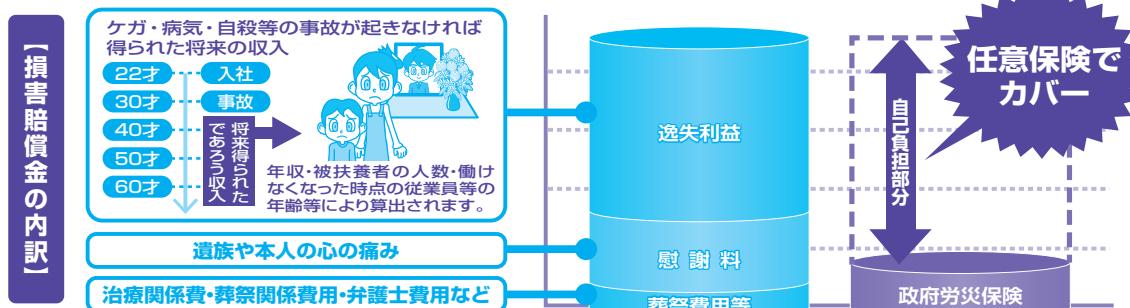
使用者賠償責任補償特約は、業務が原因で従業員等がケガや病気になり、後遺障害が残ったり・亡くなったりした場合、遺族等から訴訟を起こされた場合に対応するための補償です。

■業務が原因で従業員等がケガや病気になり、後遺障害が残ったり・亡くなったりした場合、遺族等から訴訟を起こされるリスクは高まります。

いくら訴訟を起こしたって
大切な家族は帰ってこない。
それでも、会社が許せない!
責任を問いたい!



■こうした重大な事故によって訴えられ、会社に責任があると認められれば、
その負担金は 政府労災保険ではまかないきれないほど高額になる可能性があります。



●保険契約者

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入者

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●保険料例

死亡・後遺障害保険金額: 1,000千円(1名につき)

使用者賠償責任保険金額: 1億円(1名・1災害)

※上記保険料は新規契約の保険料例です。継続の場合、損害率による割増引が適用される可能性があります。

被保険者数	2名	3名	4名	5名	6名	7名
年間保険料	6,850円	9,650円	12,450円	15,240円	17,260円	19,280円

2021年4月料金改定に伴い、上記保険料例を変更しております。

●お申込みにあたって

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約をご希望の方は、「タフビズ業務災害補償保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求のうえご覧ください。また、保険料については加入者の条件や補償内容によって異なりますので、詳細な内容をヒヤリングさせていただいたうえで、具体的な保険料のお見積りをお送りいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

※「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますので留意ください。

ケガや病気で働けなくなった時の備えは大丈夫ですか？

所得補償保険

保険の特徴

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

●保険の特徴（お支払い例）

病気で手術を受け、入院中と自宅での療養の期間、会社を休んだ。（就業不能期間4か月と22日）



■保険金お支払いの対象期間	4か月22日 - 免責期間7日間	→	4か月15日
■お支払いする保険金 (所得補償保険金)	10万円×4か月 + 10万円 × $\frac{15日}{30日}$ *	→	45万円

*支払対象期間に1か月に満たない日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

*保険金額10万円、免責期間7日間、てん補期間2年でのご契約の場合

●保険契約者

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）、NAUIメンバー（国内活動）

●被保険者（補償の対象となる方）

申込書に記載された被保険者

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●保険料例

保険期間	てん補期間	免責期間	所得補償保険金額（月額）
1年	2年	7日	10万円

*補償条件：基本職種級別2級（ダイビングインストラクター）、一時払

年令	20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～54才
年間保険料	11,540円	13,360円	16,770円	21,750円	28,050円	34,280円	40,500円

*年令は、保険始期日時点の満年令で計算します。

●保険金額設定上のご注意

所得補償保険金額の設定※につきましては、平均月間所得額の範囲内で、適正な額を設定してください。

所得補償保険金額（ご契約金額）が被保険者（補償の対象となる方）の「平均月間所得額」を上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※所得補償保険金額（ご契約金額）の設定につきましては、被保険者の方の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいいます）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、下に定める割合以下の金額でお決めいただきます。

被保険者が加入されている公的医療保険制度	平均月間所得額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	70%以下
健康保険、共済組合（例：給与所得者、公務員）	50%以下

・「平均月間所得額」とは、ケガや病気で働けなくなる直前12か月における被保険者（補償の対象となる方）の所得の平均月間額をいい、以下のとおり計算した額をいいます※1。ただし、就業規則等に基づく出産・育児・または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 = 年間収入額※2 - 働けなくなったことにより支出を免れる金額※3
12(か月)

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者が本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

●お申込みにあたって

※このパンフレットは概要を説明したもので、ご契約をご希望の方は、「所得補償保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求のうえご覧ください。また、保険料については加入者の条件や補償内容によって異なりますので、詳細な内容をヒヤリングさせていただいたうえで、具体的な保険料のお見積りをお送りいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

※このパンフレットに記載の保険料および補償内容については、予告なく変更となる場合がございますので留意ください。

あいおいニッセイ同和損保 お支払いする保険金および費用保険金のご説明

メンバーカード・スクーバーセンター店舗連携保険・ダイビングポート補償保険共通

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>(2) 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用者 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 <p>上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> $\text{保険金の額} = \boxed{\text{①損害賠償金}} + \boxed{\text{②損害防止費用}} + \boxed{\text{③権利保全行使費用}} + \boxed{\text{④緊急措置費用}} - \boxed{\text{基本契約の免責金額(自己負担額)}}$ <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突發的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。 ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示会中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 <p>【被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検索書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的胎育、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

2. 自動的にセットできる主な特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
工事発注者責任補償特約	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(以下「施設工事」といいます。)に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	—
来訪者財物損害補償特約	保険期間中に発生した施設入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます。)の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。 免責金額(自己負担額)は3,000円です。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任など
使用不能損害拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能 ^(注) について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粹使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 (注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粹使用不能損害など

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1. 被保険者の範囲

- ・ケガに関する補償の被保険者は保険証券記載の被保険者となります。

2. 傷害補償(標準型)特約の補償内容

- ・被保険者(補償の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- (注)「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- (注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- ・傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。
- (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかつた場合に相当する金額をお支払いします。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帶びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手术その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帶びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手术その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帶びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手术その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)	傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。	※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用して

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>		<p>いる間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・様式により自動車等を使用している間</p> <p>②被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーター・ボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。</p>
傷害通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	

3. その他の傷害危険に関する特約の補償内容

被保険者が被ったケガ(*)などに対して保険金をお支払いします。

(*)傷害補償（標準型）特約で保険金をお支払いするケガをいいます。

(注)「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院時一時金補償特約	傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責日数を超えて継続した場合	<p>傷害入院時一時金額の全額</p> <p>※ 1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。</p>	傷害補償（標準型）特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊 ^(注1) について、被保険者 ^(注2) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p>
(1) 【製造・販売、飲食業等の場合】 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に起因して発生した偶然な事故	【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
(2) 【工事や作業を行う事業の場合】 被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の結果に起因して、仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。)または放棄の後、発生した偶然な事故	$\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} - \text{③権利保全行使費用} - \text{④緊急措置費用} - \text{⑤協力費用} - \text{⑥争訟費用}$
(注1) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 (注2) この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。	また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	
【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】 ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突然的な事故によるものを除きます。 ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの中間物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任 ・ 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について負担する損害賠償責任 ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・ 完成品(生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・加工品^(注2)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・ 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①医薬品等 ②農薬取締法第2条(定義)に規定する農薬 ③食品衛生法第4条に規定する食品 ・ LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 <p>(注)次の財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 <p>【被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正・診察・診断・療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的の堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 <p>【次の費用を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)

賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、受託者特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者(注1)が管理または使用する受託物の損壊(注2)について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険証券記載の保管施設内に保管されている間 (2) 保険証券記載の目的に従って、保管施設外で管理されている間</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> $\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{①損害賠償金}} + \boxed{\text{②損害防止費用}} + \boxed{\text{③権利保全行使費用}} + \boxed{\text{④緊急措置費用}} - \boxed{\text{基本契約の免責金額(自己負担額)}}$ <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合
<p>【次に該当する物の損壊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雑型、その他これらに準ずる物 ・土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) ・動物、植物等の生物 ・船舶(ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。) <p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が私的目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任 ・屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任を除きます。 ・受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害賠償責任 ・受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任 ・保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・冷凍・冷藏装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。) <p>など</p>

重 要 事 項 の ご 説 明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みみになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様とのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容を 理解いただきための事項

被保険者		補償の対象となる方をいいます。
保険期間		保険のご契約期間をいいます。
支払限度額		被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額		保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

賠償責任保険 普通保険約款	+ 各種特別約款 ^{(注)1}	+ 賠償責任(保険追加 特約(自動セレクト)	+ 各種特約 ^{(注)2}
------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター 一般社団法人日本損害保険協会そんばADRセンター	0120-721-101 (無料) 受付時間 平日9:00~17:00 ・受付時間 平日9:00~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます) ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかげ間違いにご注意ください。 ・IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覗ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)
--	---

(注1)契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセレクトされます。

(注2)セレクトできる主な特約については「(3)主な特約の概要」をご参照ください。

契約概要

注意喚起情報

(2) 捨賞内容

① 被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名が被保険者欄に記載された方)のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

② 保険をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の壊損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険をお支払します。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③ 保険をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が、所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被る身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突然的な事故によるものを除きます)
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバーアクションにより生じた事象に起因する損害(注)
- など

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いたゞくか、解決の申し立てを行ってください。

一般社団法人日本損害保険協会そんばADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通通話料無料)〕 **0570-022-808**

受付時間 平日9:00~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)

・受付時間 24時間365日

・おかげ間違いにご注意ください。

・IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

(注)特別約款・特約により、保険金をお支払いできません。範囲が異なります。
※前記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりりますので、必ずご確認ください。

- ④お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決決算までの遅延損害金を含みます)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ. 損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をするために要した費用 要または有益であった費用
ウ. 権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ. 緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をするために要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
オ. 協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ. 争訟費用	損害賠償に關する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出されます。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、力については、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いたします。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{ア. 損害賠償金}} + \boxed{\text{イ. 損害防止費用}} - \boxed{\text{ウ. 権利保全行使費用}} - \boxed{\text{エ. 緊急措置費用}}$$

- (3) 主な特約の概要
セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、代理店・扱者または当社までお問合せください。

特約の概要	
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間の終了する月の前月末または当月末から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

注意喚起情報	
他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。	
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。	
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。	

注意喚起情報	
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決決算までの遅延損害金を含みます)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。	
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をするために要した費用 要または有益であった費用	
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用	

契約概要	
お客様が実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」「保険金額」「免責金額」欄にてご確認ください。	
詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。	
(6) 保険期間および補償の開始・終了時期	
① 保険期間	保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。
② 補償の開始	始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。
③ 補償の終了	満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払期限額、保険期間等によつて決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。お客様が実際にご契約いたしました保険料に欄にてご確認ください。

(注)保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によつては、選択できる払込方法に制限があります(注1)。また、代理店・扱者によつても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上裏方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団振での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。

(注2)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合は選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によつては利用できません。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

上記(2)①「主な払込方法」により払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) 記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかな

かたの場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることがあります(②のみに該当した場合は、保険金の

お支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。

(2) 危険に関する重要な事項

①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容

②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等)

注意喚起情報

保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みであつても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(フーリングオフ)を行つことがあります。

(1) クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいづれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、フーリングオフをすることができます。

(2) クーリングオフのお申出方法

上記(1)フーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

※1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、フーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

※2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らない間にフーリングオフをお申出の場合は、フーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(3) 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込んだいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。

ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。

(注)始期日以降に保険料を払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日となります。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- ① 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④ 通信販売特約に基づき申し込みされたご契約
- ⑤ 第三者の担保に供されているご契約

(5) ご連絡いただく事項

クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の次の事項
 - ・ 保険種類(賠償責任保険)
 - ・ 領収証番号(保険料領收証の右上に記載の番号)または証券番号
- ⑤ ご契約を取り扱った代理店・扱者名
- ⑥ ご契約の取扱店名

あて先 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 業務品質向上推進部 お客様の声担当 行
〒150-8488

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りります。

通知事項

- ① 保険申込書の※印についている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

- (3) 「事業活動に伴つて生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例ええば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印についている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約遅れい金

ご契約を解約する場合には、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(初回保険料口座振替特約)とあわせて「保険料大口分割特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することができます。なお、返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 無効、失效、取消について

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。
① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。
③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によつて契約を締結した場合は、この保険契約は取消しこなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

III. 契約締結後ににおけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

2 注意喚起情報

- (1) 保険契約者は被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途中であつてもご契約を解除することや保険金をお支払いできること(注)がありますので、ご注意ください。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社(は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受けの審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険会社等(いざれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。
- 再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳しくは	当社の個人情報の取り扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(https://www.aloinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。
------	--

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合おおよび損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

6 総務契約について

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があつた場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする総務契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が起つた場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が起つた場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がないと、それによって当社が被つた損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に關わる被害者との示談交渉、弁護士への法律相談、損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款、特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要な書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただかなければなりません。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

書類の例 委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄など

(4) 損害賠償責任の発生を証明する書類	
書類の例	① 損害賠償事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約書・契約書、請負書、警備仕様書、宿帳 ・被保険者名簿(居住者名簿等) ・預かり伝票など受託料であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
書類の例	② 損害賠償の額を証明する書類 ・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書 ・図面・配置図・建物図面 ・当社所定の診断書・診療報酬明細書 ・後遺障害診断書・死体検査書 ・施術証明書兼施術費用明細書 ・細書、レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書・死体検査書 ・通院費・諸費用の明細書 ・法外補償規定 ・葬儀費用明細書、領収書 ・その他の費用を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書) ・政府交付からの支給額を示す資料 ・受領している年金額を示す資料 ・政府交付からの支給額を示す資料 など
書類の例	③ その他の書類 ・運転資格を証明する書類(免許証など) ・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・車両移動書 ・権利移転書 ・先取権(に關わる書類) ・被害者の扶養義務を証明する書類 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書) など
書類の例	(5) 傷害(ケガ)に関する保険金請求に必要な書類 ① 事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・死体検査書または死体検査書・医師の診断書 ・後遺障害診断書 など
書類の例	② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書 など
書類の例	③ その他の書類 ・運転資格を証明する書類(免許証など) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書) など
書類の例	(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類 ① 事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
書類の例	② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類 ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) ・財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・毎日通知書、復旧工程表 など
書類の例	③ その他の書類 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書) など

(4) 保険金のお支払い時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするためには必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払います。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払います。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償賞金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(8) 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完工工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(保険料確定特約)や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセレクトされた方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人(保険契約者)」欄に押印をお願いします。

(1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告(記入)ください、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回るまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

- 前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が保険券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

10 集団扱のご契約について

- 団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。
- | 対象種目 | 施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険 |
|-------|---|
| 保険契約者 | (1) 集団の所属員(次のいずれかの方)
①集団に勤務する方(役員・従業員等)
②上記①に勤務する方(役員・従業員等)
③上記②に勤務する方(役員・従業員等)
④上記③に勤務する方(役員・従業員等)
(2) 集団自身 |
| 被保険者 | 保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります) |

なお、保険期間の中途で前記の条件を満たさなくなつた場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

重要事項のご説明

団体総合生活補償保険(標準型)
2019年10月以降期契約用

はじめに

- この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、「ご契約後、保険証券などにもお届けします。
- ご契約の手順を完了後、1か月を経過しても、保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険契約者は、被保険者との連絡をすることがあります。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

- 商品の仕組み

団体総合生活補償保険(標準型)は、被保険者がケガを被った場合などを補償する保険です。また、主な特約は次のとおりです。

■：任務にセットできる主な特約
▲：ご契約条件により自動でセットされる特約
●：すべてのご契約にセットされる特約

補償の種類	補償の概要	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	■傷害部位・症状別保険金補償特約 ■傷害入院時・賃貸補償特約 ■熱中症危険補償特約 ■交通事故致死ののみ補償特約 ■医療費用補償特約 ■育児費用補償特約 ■日常生活費補償特約 ■荷物搬送損害補償特約 ■日常生活用補償特約 ■ホールインワン・アーバトロス費用補償特約(团体综合生活補償保険用)

2 マークのご説明

- 保険商品の内容を
ご理解いただくな
れる事項
- この書面の構成
- ご契約時ににおけるご確認事項…P2～4
- その他の、ご留意いただきたいこと…P8

3 このマークの項目は、「ご契約時に記載します。

4 用語の説明

- 保険商品の内容を
ご理解いただくな
れる事項
- このマークの項目は、「ご契約時に記載します。
- ご契約時ににおけるご確認事項…P2～4
- その他の、ご留意いただきたいこと…P8

5 お問い合わせ窓口

- 保険会社へのご相談・苦情がある場合
- 引受保険会社…0120-101-060(無料)
- 受付時間 平日9:00～17:00、土日・祝日・お盆・年末年始休業させていただきます。
※ご契約の取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。
- 一部のご相談は書面でのご相談になります。
- 連帯保証よくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。
- お問い合わせ窓口…センター番号
- 受付時間 平日9:15～16:00、日祝および年末年始休業除くまで。
※お電話は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覗ください。
(http://www.sampo.or.jp/efforts/adf/)

契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

- 商品の仕組み

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、「ご契約後、保険証券などにもお届けします。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて取扱代理店または引受保険会社へご請求ください。

ご契約の手順を完了後、1か月を経過しても、保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者は、被保険者との連絡をすることがあります。

この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

- 保険商品の内容を
ご理解いただくな
れる事項
- このマークの項目は、「ご契約時に記載します。
- ご契約時ににおけるご確認事項…P2～4
- その他の、ご留意いただきたいこと…P8

3 この書面の構成

4 用語の説明

5 指定紛争解決機関 (注意喚起情報)

危険	損害等の発生の可能性をいたします。	記 偶 者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と向う側の配偶者と異るおより戸籍上の配偶者の別名が同一であるが婚姻關係と異るおより戸籍上の配偶者と向う側にある方を含みます。	被 保 險 者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	保 险 金 額	保険料	保 险 契 約 者	保険契約会社に保険契約に基づいて引受保険会社に払ひ込むべき金額をいいます。	被 保 險 者	保 险 契 約 者	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払ひ込むべき金額をいいます。	被 保 險 者	被保險者の範囲	
交通 乗 用 具	電車、自動車／ソーモーニルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット／モータ－、ヨット／水上オートバ－を含みます)、エリ－ベーター等、交通事故や海難に補償特約等に定められたものをいいます。	被保険者	被保険契約の範囲において保険金をお支払いする事由が発生した場合は、被保険者名で保険金の額(または保険額)を支払います。	被保険者	保険契約の範囲において保険金をお支払いする事由が発生した場合は、被保険者名で保険金の額(または保険額)を支払います。	被保険者	保険契約の範囲において保険金をお支払いする事由が発生した場合は、被保険者名で保険金の額(または保険額)を支払います。	被保険者	保険契約の範囲において保険金をお支払いする事由が発生した場合は、被保険者名で保険金の額(または保険額)を支払います。	被保険者	被保険者の範囲	本人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注1)(注2)	
II 契約締結時におけるご確認事項…P5～6	1.告知義務…P5 3.傷死死亡に保険金受取人	1.告知義務…P5 3.傷死死亡に保険金受取人	1.告知義務時に申し出いだく事項の申込み(お申込みの際回等)	1.通知義務等…P7 2.解約と解約返り金	1.通知義務後にご連絡の解約・減額を前提とした新たなご契約	1.通知義務等…P7 2.解約と解約返り金	1.通知義務後にご連絡の解約・減額を前提とした新たなご契約	被保険者	次の方の特約の被保険者は上記で運びた被保険者の範囲にかわらす次のとおりです。	被保険者	次の方の特約の被保険者は上記で運びた被保険者の範囲にかわらす次のとおりです。	特約	本 人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注3)
III 契約締結後におけるご確認事項…P7	1.通知義務等…P7 2.解約と解約返り金	1.通知義務等…P7 2.解約と解約返り金	1.通知義務後にご連絡の解約・減額を前提とした新たなご契約	II 契約締結時におけるご確認事項…P5～6	1.告知義務…P5 3.傷死死亡に保険金受取人	1.告知義務…P5 3.傷死死亡に保険金受取人	1.告知義務時に申し出いだく事項の申込み(お申込みの際回等)	被保険者	次の方の特約の被保険者は上記で運びた被保険者の範囲にかわらす次のとおりです。	被保険者	次の方の特約の被保険者は上記で運びた被保険者の範囲にかわらす次のとおりです。	特約	本 人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注3)

6 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060(無料)

受付時間 平日9:00～17:00、土日・祝日・お盆・年末年始休業させていただきます。
※ご契約の取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。

一部のご相談は書面でのご相談になります。

連帯保証よくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

お問い合わせ窓口…センター番号

受付時間 平日9:15～16:00、日祝および年末年始休業除くまで。

※お電話は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覗ください。

(http://www.sampo.or.jp/efforts/adf/)

*印電話からではなく、日本損害保険協会のホームページをご覗ください。

(http://www.sampo.or.jp/efforts/adf/)

1

●満期日ににおいて満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方

●扶養者がいる方

●上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

○注3) 同居の夫婦(夫婦の夫婦の子)は本人またはその配偶者の同居の夫婦の夫婦の子

○注4) 同居の夫婦(夫婦の夫婦の子)は本人またはその配偶者の同居の夫婦の夫婦の子

○注5) 保険料

2. 基本となる補償

(1) 基本となる補償 契約概要 (注意喚起情報)

基本となる補償のお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない場合は次のとおりです。詳細は普通保険統約、特約はご確認ください。

基本となる補償		お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
傷死保険	保険金の種類	事故の日から180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。既に支払った傷死保険金額からその額を差し引いてお支払います。	①カガの補償未満 ●脳疾患、発熱、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転者によるケガ ●自ら使うことによっての運動中のケガ ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地響きまたはこれによる耳のケガ ●オーバーハンド競争選手のケガ（本人型を除きます） ●ピカレなど音用具を使用する山岳登山、ハングブライダーロード等の危険な運動中のケガ ●職業用工具で競技等をしている間のケガ ●通勤などで交通機用具の修理、点検等の作業をしている間のケガ ●ハングロープ等に搭乗中のケガ
傷後障害保険	保険金	事故の日から80日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の星度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	②交通事故や労働災害によるケガ ●交通事故中のケガ（本人型を除きます） ●交通事故用具を用いて競技等をしている間のケガ ●通勤などで交通機用具の修理、点検等の作業をしていて、運転中のケガ ●ハングロープ等に搭乗中のケガ
傷病院保険	保険金	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金額をお支払いします。また、1事故につき180日を限度とします。	③交通事故や労働災害によるケガ ●交通事故用具を用いて競技等をしている間のケガ ●通勤などで交通機用具の修理、点検等の作業をしていて、運転中のケガ ●ハングロープ等に搭乗中のケガ
傷通保険	保険金	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金額をお支払いします。また、1事故につき180日を限度とします。	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金額をお支払いします。また、1事故につき180日を限度とします。

(注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、胸波所見、眼波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等に記載することができないものをいいます。

(2) 主な特約の概要 契約概要 (注意喚起情報)

●日常生活賠償責任特約

住宅（注1）の所有・使用管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、日本国内外で被保険者が法律上の損害責任を負担することによって被つた損害、または日本国内で被保険者が転居上への乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被つた場合に保険金をお支払いする特約です。（注2）

(注1) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。

(注2) 乗用機、船用車両（人間の力や原動力）を除きます。但し、船舶による事故による事故を除きます。

●携行品損害補償特約

被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外で、偶然な事故により、被保険者所有の身の回りに損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

※新規保険料の携行品損害補償特約用が自動セツトされます。

※携帯電話、スマートフォン、電子キーボード等による損害に含まれない物があります。[詳細]特約をご確認ください。

●ホールインワン・アーリーハロース費用補償特約（団体総合生活補償保険用）

日本全国のホール以上を有するゴルフ場においてアマチュアゴルフアーチャーである被保険者が他の競技者と共にパ-35以上ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアマチュアゴルフアーチャーである被保険者の費用を負担したことによって損害を被つた場合に、保険金をお支払いする特約です。

※保険金をお支払いしない場合に、引受保険会社の求めるホールインワン・アーリーハロースを証明できることが必要になります。詳細は特約をご確認ください。ただし、次の場合に限り、保険金をお支払いします。

・同伴競技者以外の第三者の目撃（注3）がある場合

・ホールインワンまたはアーリーハロース費用補償特約用が自動セツトされる場合

(注3) 目撃とは、打つたボールがホールに当たったことをその場で確認することをいいます。（注4）運ばれてカッブインしたボールを確認した場合

・ホールインワンまたはアーリーハロース費用補償特約用がホールに当たったことをその場で確認することをいいます。

(3) 様数のご契約があるお客様へ (注意喚起情報)

次の特約等をセツトする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約）以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。()が付いているときは、補償が重複することがあります。

補償が重複するときは、補償が象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます、損害の額等を確かめ一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確

認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセツトしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になつたとき等は、特約の範囲がなくなることがあります。

- 所得補償特約
- 医療費用補償特約
- 日常生活賠償特約
- 受託品賠償責任特約
- 育児費用補償特約
- ホールインワン・アーリーハロース費用補償特約

(4) 保険金額の設定 契約概要 (注意喚起情報)

保険金額については、次の点にご注意ください。また、お客様の保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

① 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

② 所得補償特約をセツトする場合の所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（注1）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、上回つている場合には、その上回る額による保険金額が被保険者の平均月間額（注2）を上限とする場合に、その上回る額による保険金額が被保険者の平均月間額となります。ただし、就業規則等に基づく出

（注1）公的医療保険制度とは、被保険者の所属する公的医療保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。

（注2）平均月間額とは、お申込み直前の2ヶ月における被保険者の所属する公的医療保険制度の平均月間額をいいます。

（注3）平均月間額とは、被保険者が該年度における被保険者の所属する公的医療保険制度の平均月間額をいいます。

（注4）育児見返手当を目的とした場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 (注意喚起情報)

① 保険期間： 年間に契約内容により年に満たない短期契約も可能

② 楽賞の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）

③ 楽賞の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等 契約概要 (注意喚起情報)

(1) 保険料の決定の仕組み

① 保険料は、保険金額・保険期間・おみやげ贈呈・贈呈等により決まります。実際におい込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。

② この保険の最低保険料は、保険契約時に団体割引料を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。

なお、解約時、ご契約内容の変更時、包括割引等要約時に暫定保険料を課すご契約の確定清算時ににおいても、最低保険料を適用し、ます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※暫定保険料の詳細は、後記「その他、ご注意いただきたいこと」5 確定期間 をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

① ご契約の保険料は、分割払（注5）または一括払（注6）どちらか選択可です。なお、キャッシュレス（口座振替、クレジットカード）ではいい入れません。

② この保険料の変更時、ご契約内容に暫定保険料を課すご契約の確定清算時においても、一括払（注6）または引受保険会社までお問い合わせください。

※保険料が適用されます。

③ 分割払（注5）の場合は、保険料の払込みが受取る場合を除き、ご契約および保険料を規定する前に発生した保険料をお支払いできません。

④ 保険料は、保険料の払込みが受取る場合を除き、ご契約および保険料を規定する前に発生した保険料をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

① 口座振替により払い込む初回保険料および分割保険料は、保険料払込日までにおい込んでください。保険料払込日までに払い込んだ場合は、払込猶予期間を過ぎても保険料が請求される場合があります。

② 取扱代理店または引受保険会社が保険料を領取する前に発生した保険料をお支払いできません。

（注1）ご契約の保険料は、分割払（注5）または一括払（注6）どちらか選択可です。ただし、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注2）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、団体割引料を適用する場合は、所定の最低保険料になります。

（注3）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注4）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注5）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注6）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注7）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注8）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注9）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注10）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注11）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注12）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注13）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注14）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注15）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注16）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注17）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注18）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注19）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

（注20）ご契約の保険料は、保険料の払込みが早い場合に限り1,000円になります。また、ご契約内容または取扱代理店によっては取扱いでない場合があります。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただいたく事項）

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として、愛保険会社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いきれないことがあります。（注）保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- (注)次において、〔1〕③、〔2〕③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

【告知事項】

〔1〕準記名式契約全員付保（同一保険金額特約）〔準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約〕をセットした契約契約（一部付保）同一保険金額特約〔準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約〕をセットした契約

①職業・職務（注1）

②被保険者数

③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注2）の有無

〔2〕上記〔1〕以外のご契約

①被保険者の生年月日、年令（注3）、職業・職務（注1）

②健康状態告知（注3）

〔2〕注意

- 健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。
○ その際、必ず被保険者が回答内容について事実に相違ないことを認めたうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

● 総額契約については、総額内容を記入していません。また、保険期間の開始時（※）から1年以内に

- 健康状態告知について、保険期間の開始時（※）から1年以内に、ご契約を解除する場合や保険期間の開始時（※）から1年以内に経過していく場合も、回答がなかった場合は重大な過失により、回答がなかった場合は告知事項とはなりません。
- 健康状態告知については、総額内容を記入していません。また、保険期間の開始時（※）から1年以内に経過していく場合には、ご契約を解除することがあります。

○ 同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注2）の有無

〔注〕職種別引出は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

- 傷害補償特約（注4）※交通事故死険のみ補償特約）の範囲別引出※、交通事故死険のみ補償特約）自転車活用中等のみ補償特約）をセットする場合を除きます。

職業例

A	●主婦・学生・無職者 ●下記以外の職業從事者 等
B	●農林業從事者 ●採掘・採石作業者 ●建設作業者 ●木・竹・草つる製品製造作業者 ●漁業作業者
	●自動車運転者（印手を含む）

● 所得補償特約の職種別引出表（抜粋）※下表に記載のないご職業は、取扱代理店までお問い合わせください。

職業例

1級	会社役員・管理職（「作業危険のない」方）、一般事務員、医師・歯科衛生士、飲食店主・卸・小売業者・従業員（危険物を取り扱わない方）等
2級	研究者・技術者（危険物を取扱わない）方、電気機械器具組立工、計器組立工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、鍛物工、金属工作機械工、建設作業者 建設機械運転工 等

〔注〕タフカガの保険、学生・こども総合保険、タフカガの保険（保険種別タブ）等をいい、固体契約、生命保険、半济契約を含みます。

〔注〕所持補償特約、医療費用補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。

2. フーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は保険期間が1年以下ののみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（フーリングオフ）を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかつた場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法相続人にお支払いします。
②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。
③被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人の変更はできません。
※企業等が保険契約者および被保険者を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）の家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

4. 現在のご契約について解約・減額などをする場合のご注意事項

（1）現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利益事項

- 多くの場合、現在のご契約の解約返済金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
（2）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健常状態などにより、新たのご契約をお受けできません。
②所得補償特約 医療費用補償特約をセットされる場合、新たのご契約の保険期間の開始時より前に病気またはケガを被ついたときは、保険金をお支払いできません。
③新たなご契約の始期日ににおける被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険料・特約を適用します。
(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

III 契約締結後ににおけるご注意事項

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

【通知事項】
[1] 「準記名式契約（全員付保）同一保険金額）特約」、「準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約」、「準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約」、「準記名式契約（一部付保）（職名付保）（職名等別保険金額）特約」をセットした契約

- ① 事業・職務を変更した場合（注）
② 被保険者数が変更となる場合

[2] 上記[1]以外のご契約
被保険者本人の職業・職務を変更した場合（注）

（注）交通事故や疾病特約／自動車運転中等のみ補償特約をセツトした場合を除きます。

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することができます。

- （3）次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
② 特約の追加など、契約の条件を変更する場合

③ 「所得補償特約」をセツトした契約のみご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定して判明した場合はご契約後に所得の平均月額が著しく減少した場合
④ 「育英費用補償特約」をセツトした契約のみ扶養者の変更が発生した場合

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
② 特約の追加など、契約の条件を変更する場合

③ 「所得補償特約」をセツトした契約のみご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定して返還します。
ただし、解約返戻金は原則として未満期間分ばかり少なくなります。

④ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただべべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

2. 解約と解約返戻い金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約の条件により、保険期間のうち未満過渡であった期間の保険料を解約返戻い金として返還します。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただべべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。

この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

[3] 「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

1 事故が発生した場合

（注意喚起情報）

事故が発生した場合、30日内にご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払うことを目的としてアガ損害または費用等を発生させ、または発生せようとした場合
② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について作戻しを行い、またはおわざした場合
③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する説められた場合
④ 保険契約者が書類によって被保険者の保険金額等の合計額が書くべき額となる場合
⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を得ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- この保険契約に関する個人情報は、愛保険会社がこの保険契約の保険会員のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシクランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものも含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内に提供や保険先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります。
① 引受保険会社および損害保険商品、投資信託、ロードマネジメントサービス等の例
② 提携先等との商品・サービスのご案内の例
③ 自動車購入・車検の斡旋

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- この保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシクランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものも含む）が、この保険契約の履行のために利用するため、提携先、委託先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります。
① 引受保険会社および損害保険商品、投資信託、ロードマネジメントサービス等の例
② 提携先等との商品・サービスのご案内の例
③ 自動車購入・車検の斡旋

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- この保険契約に関する個人情報は、愛保険会社がこの保険契約の保険会員のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシクランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものも含む）が、この保険契約の履行のために利用するため、提携先、委託先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります。
① 引受保険会社および損害保険商品、投資信託、ロードマネジメントサービス等の例
② 提携先等との商品・サービスのご案内の例
③ 自動車購入・車検の斡旋

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- この保険契約に関する個人情報は、愛保険会社がこの保険契約の保険会員のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシクランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものも含む）が、この保険契約の履行のために利用するため、提携先、委託先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります。
① 引受保険会社および損害保険商品、投資信託、ロードマネジメントサービス等の例
② 提携先等との商品・サービスのご案内の例
③ 自動車購入・車検の斡旋

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

（注）事故が起こった場合の手続き

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

- この保険契約に関する個人情報は、愛保険会社がこの保険契約の保険会員のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシクランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものも含む）が、この保険契約の履行のために利用するため、提携先、委託先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります。
① 引受保険会社および損害保険商品、投資信託、ロードマネジメントサービス等の例
② 提携先等との商品・サービスのご案内の例
③ 自動車購入・車検の斡旋

（注）事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の手続きがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。

重要事項のご説明

2. 引受条件 等

(1) 補償内容

- ①被保険者 **契約概要**
補償の内容によって、被保険者が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ②記名被保険者 **契約概要**
保険申込書の記名被保険欄に記載された被保険者をいいます。ただし、普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ③補償対象者 **契約概要**

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。

普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにをお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数ある場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください）。

この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合せください。
(注)タブビズ業務災害補償保険は、業務災害補償保険のペターネームです。

1 はじめに

- I 契約締結前におけるご確認事項…P1～6
1. 商品の仕組み 2. 引受条件 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込み方法 等 4. 満期返りい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項…P6
1. 告知義務にご契約時にお申いだく事項
2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)
- III 契約締結後におけるご注意事項…P7
1. 通知義務等にご連絡いただく事項 2. 解約と解約返りい金
3. 無効、失效、取消について 4. 保険証券の確認、保管 5. 保険契約に関する調査
- IV その他ご留意いただきたいこと …P7～9

2 マークのご説明

注意喚起情報

特にご注意いただきたい事項

3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項…P1～6
1. 商品の仕組み 2. 引受条件 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込み方法 等 4. 満期返りい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項…P6
1. 告知義務にご契約時にお申いだく事項
2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)
- III 契約締結後におけるご注意事項…P7
1. 通知義務等にご連絡いただく事項 2. 解約と解約返りい金
3. 無効、失效、取消について 4. 保険証券の確認、保管 5. 保険契約に関する調査
- IV その他ご留意いただきたいこと …P7～9

4 本紙で用いる用語のご説明

- 被保険者 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
- 記名被保険者 企業等の事業者の方がいります。
- 保険期間 保険料の支払日から終了するまでの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社への質問/お問い合わせ窓口

指定期解決機関

注意喚起情報

- 当社は、保険業法に基づく金融庁の指定を受けた指定期解決機関である一般社団法人 日本国損害保険協会との間で問題解決ができない場合には、一般社団法人 日本国損害保険協会にご相談ください。また、当社との間で問題解決ができない場合には、一般社団法人 日本国損害保険協会にご相談ください。一般社団法人 日本国損害保険協会の連絡先は、電話03-4332-5241におかけください。
ナビダイヤル 全国通話料無料】 0570-022-808
・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および毎年未始始は休業です)
・携帯電話からご利用できません。(IP電話では03-4332-5241におかけください)
・おかけ間違いにご注意ください。
・お問い合わせ窓口は、一般社団法人 日本国損害保険協会のホームページをご覗ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/reports/adri/index.html>

I 契約締結前ににおけるご確認事項

1. 商品の仕組み

業務災害補償普通保険約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

- (注1)次の特約となります。
・業務災害補償保険契約特約・条件付き競争戦略費等に関する特約・契約内容変更に関する特約・サイバーアンシデント補償特約
(注2)契約内容に応じて各種特約がセレクトされます。
- この保険は補償範囲の異なる3つのプラン、「ワイヤー」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえご契約していただけます。各プランでお支払いする主な保険金の種類は[2. (1)補償内容⑤お支払いする主な保険金]をご参照ください。なお、3つのプラン以外にフリープランでのご契約も可能です。

(2) 主な特約の概要

（2）保険料の払込方法

契約概要

- セツできる主な特約は、次のとおりです。詳細およびその他の特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる現金で払い込んでいただきます。(注1) 詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

主な払込方法	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	団体分割払(注5)	一時払
□ 口座振替	○ (注6)	○ (注7)	○ (注7)	○ (注8)
クレジットカード払(売上上方式)	X	X	X	X
お支払票(注6)				

- 注1) 「ご契約と同時に現金で払い込んだ場合」は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
注2) お勤め先や所属の団体と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団版での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。
注3) 保険料割引が適用されます。
注4) 一時払保険料が20万円以上の場合は、口座振替ができるのは12回のみとなります。
注5) 団体契約かつ現金で払い込んだ場合の一時払保険料が20万円以上の場合で、集金事務を委託する契約は、本払い込み方法となります。
注6) 保険料の額によつて現金で払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでも、ご契約を解除します。
注7) 初回保険料の額によつて現金で払い込む場合、保険料を払うまでに保険料を払い込んでもください。
注8) ご契約と同時に現金で払い込んだ場合、始期日以降であつても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(注)補償対象者の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹その他この特約に規定する方をいいます。

（3）複数のご契約があるお客様へ

注意喚起情報

他の保険契約等異なる保険種類または社会保険契約も含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複する場合、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からも、保険金が支払われる場合、支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額等)を確認し、特約の要素を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つの契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

（3）保険料の払込猶予期間等の取扱い

（注意喚起情報）

- 上記(2)①「主な払込方法により払い込んだ場合、保険料は払込期日までに払い込んでも、ご契約を解除します。保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また原則として、ご契約を解除します。
(注1) 払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでもください。
(注2) 口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかつた場合に限り、払込期日の翌々月末日とします。
(注3) ご契約と同時に現金で払い込んだ場合、始期日以降であつても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。
(注4) 初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

（4）支払限度額・日額

契約概要

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする主な保険金をご参照ください。
お客様が実際にご契約いただく支払限度額・日額につきましては、保険申込書の「支払限度額・日額欄」にてご確認ください。

（5）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

- ①保険期間
保険期間は1年間です。お客様が実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」にてご確認ください。
②補償の開始
始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。
③補償の終了
満期日の午後4時に終了します。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

契約概要

- （1）保険料の決定の仕組み
- 保険料(注1)は、支払限度額・日額・事業種類・保険料算出の基礎数値(注2)(注3)等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払い実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料欄」にてご確認ください。

- （2）告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書(注4)に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかつた場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除しない保険料と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、補償の範囲が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を確認してください。
- （3）この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、補償の範囲が重なるのは、この保険契約の範囲がゼットされた特約の補償内容が同一となってなつている場合もあれば、ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

- （注）当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
- 「労働時間」の場合の保険料算出の基礎数値(人數)の小数点以下四捨五入=年間労働日数 ÷ 12 ÷ 16.81
(注3) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

II 契約締結時ににおけるご注意事項

契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

4. 満期返り金・契約者配当金

注意喚起情報

(210101)(2020年10月承認)GN20C010546(V03-314)

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(ワーリングオフ)を行うことはできません。

①当社およびグループ会社の商品・サービスのご案内の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスの概要	自動車購入・車両の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保険医療等のセンシティブ情報、要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限ります。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求、支払いに関する関係先等(いずれも海外を含む)に提供することができます。

契約等の情報交換等について、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。

当社の個人情報の取り扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.alionissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社との保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約は有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(下記③の場合で被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について作弊を行い、または行為おとじしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当することやご契約を継続してする重大な事由を発生させたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 繰延保険契約について

当社が、普通保険料率等を改定した場合、改定期日以降を始期日とする継続契約には、その始期日ににおける普通保険料、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続してする重大な事由を発生させたことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理代行を行います。

7. 保険会社破産時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人・破産時常に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返り金等は0%まで補償されます。

ただし、破産前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8. 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険は、ご契約時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高/完成功事高」または、ご契約時に把握可能な補償対象者の「人數」(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した保険料によります。

(1) 保険料算出の基礎について

保険申込書の「保険料算出の基礎」欄には、ご契約時に把握可能な保険料算出の基礎数値を「申告(記入)ください」。

(2) 注意事項

①お申込み時にご申告いただいた場合は、保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、新規締結時点での保険料算出の基礎数値と一致しないかご確認ください。数値に誤りのあった場合には、ご契約が解除される、または保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

②ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険料・特約に従う保険料を返還・請求いたしました。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

はじめて

重要事項のご説明

所得補償保険
2019年10月以降期約用

I 契約締結前ににおけるご確認事項

①商品の仕組み

- この書面は、所得補償保険に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますよ。
- この書面は、契約約するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（https://ey.aiolinnissaydowa.co.jp/e/doc/webakkan/html/ad/008a.html）に掲載のWeb約款をごご覧ください。
- ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱い手または当社までお問合せください。

2 マークのご説明

- | | | |
|---|--|---|
| 契約概要 | 保険商品の内容を理解いただいた | （注意喚起情報） |
| この書面は、ご契約前にあること、書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。 | ご契約前に離れて保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 | このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。 |
| この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱い手または当社までお問合せください。 | | このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。 |
| このマークは、ご契約時に提出する契約書面（契約書）です。 | | |
- 3 この書面の構成**
- | | | | | |
|-------------------------|----------|------------------------|-----------------------------|----------------|
| I 契約締結前ににおけるご確認事項 …P2～4 | 1.商品の仕組み | 2.基本となる補償 等 | 3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等 | 4.満期戻り金・契約者記当金 |
| II 契約締結時ににおけるご注意事項 …P5 | 1.告知義務等 | 2.契約オブリグ明書（契約書に記入済みの欄） | 3.現在のご契約の解約・解約金を前提とした新たなご契約 | |
| III 契約締結後ににおけるご注意事項 …P6 | 1.通知義務等 | 2.解約と解約戻り金 | 3.被保険者からの解約 | |
- その他、ご留意いただきたいこと …P7～8

4 用語の説明

- | | |
|--------|---|
| 危険 | 身体障害の発生の可能性をいいます。 |
| 就業不能 | 身体障害を被り、医師の治療を受けていること（八院を含みます）により保険労働記載事務に全く從事できない状態で、かつ既に治癒しないと見込まれた場合等、医療行為の結果による病気をいいます。 |
| 身体障害 | 被保険者の全部または一部に対して支払責任が同じ他の保険契約等である他の保険契約に合わせていいます。 |
| 特約 | 補償内容および普通保険約款に定められた事項を特約別に補充し、変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものであります。 |
| 被保険者 | 保険契約により補償の対象となる方をいいます。 |
| 普通保険約款 | 保険契約について、原則的な事項を定めたものです。 |
| 保険料 | 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能を除く被保険者の仕事の内容での就業不能による就業不能料です。 |

5 お問い合わせ窓口

- | | | |
|--------------------------------|--|---|
| 保険会社の連絡・相談・苦情窓口 | 指定期争解決機関 | （注）注意喚起情報 |
| 当社へのご相談・苦情がある場合 | 当社への相談・苦情を解決する場合 | （注）指定期間で問題を解決しない場合 |
| 下記にご連絡ください。 | 下記にご連絡ください。 | （注）この取扱いは、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。 |
| あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター | あいおいニッセイ同和損保 0120-721-101（無料） | （注）保険契約の開始時間（開始時）は、日算（即ち日付の午後1時から翌日の午前1時までの間）になります。 |
| 受付時間 平日9:00～17:00 | 受付時間 平日9:00～17:00 | （注）被保険者自身が被った身体障害を被てておられることで、保険金をお支払いできます。 |
| ※土日祝日および年末年始休業させていただきます。 | ※土日祝日および年末年始休業させていただきます。 | （注）被保険者が被った身体障害を被てておられることで、保険金をお支払いできません。 |
| 事業会社契約ご相談窓口 | ナビダイヤル 全国共通・通話料無料 | （注）被保険者が被った身体障害を被てておられることで、保険金をお支払いできません。 |
| 運営なくご契約の代理店・扱い手へお問い合わせください。 | 受付時間 平日9:00～17:00 | （注）被保険者自身が被った身体障害を被てておられることで、保険金をお支払いできません。 |
| あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター | 0120-985-024（無料） | （注）被保険者は、一般的な面倒見のため、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 |
| 受付時間 平日9:00～24:00 | 受付時間 平日9:00～24:00 | （注）被保険者自身が被った身体障害を被てておられることで、保険金をお支払いできません。 |
| ※お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 | （注）被保険者は、一般的な面倒見のため、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 | （注）被保険者は、一般的な面倒見のため、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 |
| お電話から0276-90-8852（無料）におかけください。 | （注）被保険者は、一般的な面倒見のため、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 | （注）被保険者は、一般的な面倒見のため、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 |

●すべてのご契約にセットされる特約 ■任意にセットされる特約		
▲ご契約条件により自動でセットされる特約		
■入院のみ補償特約 ■入院中の補償特約 所得補償保険用 ■家庭從事者特約 ■妊娠に伴う身体障害補償特約 ■保険金支払条件変更（ランチャイズ）特約 （所得補償保険用）		
自動でセットされる主な特約	主な特約	任意にセットできる
●条件付難民危険等免責に関する規定の不適用特約 ▲骨髄採取手術に伴つる院構成員特約 △特定疾患等対象外特約	●条件付難民危険等免責に関する規定の不適用特約 △特定疾患等対象外特約	●条件付難民危険等免責に関する規定の不適用特約 △特定疾患等対象外特約
基本となる補償	基本となる補償	基本となる補償
●所得補償保険は会員や自営業の方など、働いて収入（所得）を得ている方が被保険者となります。ここでの所得とは、勤労により得られるものをいい、休息収入や家賃収入等は含まれません。 ※家事從事者特約をセグメントすることができます。		
●被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満15歳以上の方となります。		
●所得補償保険は家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行っている方		
●被保険者としてご加入できる場合は、始期日時点における年令が満15歳以上の方となります。		

- 所得補償保険は会員や自営業の方など、働いて収入（所得）を得ている方が被保険者となります。ここでの所得とは、勤労により得られるものをいい、休息収入や家賃収入等は含まれません。
※家事從事者特約をセグメントすることができます。
- 被保険者としてご加入できる場合は、始期日時点における年令が満15歳以上の方となります。
- 所得補償保険は家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行っている方
- 被保険者としてご加入できる場合は、始期日時点における年令が満15歳以上の方となります。

（注1）就業不能期間とは、保険証券記載のん補期間内における被保険者の就業不能の期間をいいます。

（注2）保険契約の場合は、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注3）この取扱いは、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注4）被保険者が自己症状を訴えていた場合においては、保険金をお支払いできません。

※既に存在していた身体の障害または既往の影響などによりその限界を

超えていた場合は、保険金をお支払いできません。

（注5）被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

●被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

（注1）就業不能期間とは、保険証券記載のん補期間内における被保険者の就業不能の期間をいいます。

（注2）保険契約の場合は、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注3）この取扱いは、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注4）被保険者が自己症状を訴えていた場合においては、保険金をお支払いできません。

※既に存在していた身体の障害または既往の影響などによりその限界を

超えていた場合は、保険金をお支払いできません。

（注5）被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

●被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

（注1）就業不能期間とは、保険証券記載のん補期間内における被保険者の就業不能の期間をいいます。

（注2）保険契約の場合は、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注3）この取扱いは、「ご契約のしおり（普通保険約款）」に記載されています。

（注4）被保険者が自己症状を訴えていた場合においては、保険金をお支払いできません。

※既に存在していた身体の障害または既往の影響などによりその限界を

超えていた場合は、保険金をお支払いできません。

（注5）被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

●被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能による就業不能料

●特定疾病等補償対象外の条件でのお支払い（既定疾患等対象特約がセットされた場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能

(2) 傷歎のご契約があるお客様へ（注意喚起情報）
所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約や所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。が他にあるときは、補償があります。

補償があることは、保険契約からではなくて、保険料が支払われる場合になります。保険料が支払われる場合は、保険契約が適用されますが、損害の額等によっては、保険契約からではなくて、保険料が支払われる場合になります。保険契約の内容が異なります。補償内容の差異や保険金額等を確認する場合は、代理店・被保険者または当社までお問い合わせください。

※傷歎があるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になつたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

（1）保険料の決定の仕組み

- ① 保険料は、保険金額・職業・職務および年会等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・被保険者または当社までお問い合わせください。

（2）保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ① ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（ご契約内容により現金で払い込むこともできます）。ただし、ご契約内容または代理店・被保険者によっては取扱いできない払込方法があります。
- ※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

主な払込方法	分割払（月払） <small>（注1）</small>	一時払
口座振替	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
フレジットカード払	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
払込票払	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更とともに払い込んでください。始期日以後であつても、次の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

- 初年度契約については1年の待機期間があります。

- ※初年度支払条件変更（フランチャイズ）特約（所得補償保険用）お支払いする特約です。

- 被保険者の就業不能が開始した日からその日の日を含めて免責期間終了日以降もなお就業不能状態の場合、就業不能の開始日から所得補償保険金をお支払いする特約です。

（4）保険金額の設定

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客様の保険金額は、保険申込書をご確認ください。
- ② 公的医療保険制度による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（注）公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

（5）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険期間：1年間
- ② 补償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ③ 补償の終了：満期日の午後4時

4. 清算返り金・契約者担当金

契約概要

注意喚起情報

この保険には満期返り金・契約者担当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時に申出いただく事項）

- (1) 保険契約者は被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかつた場合や告知した事項が事実と異なる場合は、ご契約をお支払いできないことがあります。（注）保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- （注）次において、〔3〕に該当したときは、ご契約を解除することができます。

【告知事項】

[1]被保険者の生年月日、年令、職業・職務（注）

（注）職種別引数は、保険料の算出や保険金の支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

職業別	職業のない一般職業は、代理店・扱い者までお間合わせください。
1級	会社役員・管理職（作業危険のない方）・一般事務員、医師、歯科医師・飲食店主・企業員・労働者（危険物を取り扱わない方）等
2級	研究者・技術者（危険物を取り扱う方）、電気機械器具組立工・計器修理工・理容師・調理人等
3級	陶磁器成形工・化粧品製造工・金属工・塑料工・金属性工具工・建設機械運転工等

[2]健康状態告知

● 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しく記入ください。その際、必ず被保険者が本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお受けできない場合や特別な条件付きでお引き受けする場合があります。

● 繰続契約については、被保険者が本人が回答内容で繰り返す場合は「告知事項とは承りません。

● 健康状態告知については、被保険者または被保険者の代理人が、ご契約を解約する場合や、保険期間の開始時（※）から1年内に発生していても、回答がなかつた場合は「告知事項とは承りません」とあります。また、保険期間の開始時（※）から1年内に発生している場合には、「契約を解除する」とあります。ただし、被保険者の代理人が、ご契約を解約する場合や、保険期間の開始時（※）から1年内に発生している場合には、「契約を解除する」とあります。

● 「継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

〔3〕同じ被保険者について身体障害による就業不能に対する保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

（注）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等といい、団体要約・生命保険、共済契約を含みます。

2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込み後の撤回等）

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

（1）現在のご契約に対する場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

（2）新たな契約（所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

- ① 被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお受けできない場合があります。
- ② 新たなご契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となつた身体障害を被つていた場合、保険金をお支払いできることがありません。
- ③ 新たなご契約の始期日ににおける被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険料・特約を適用します。
- そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- （注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務（ご契約後に申出いただく事項）

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱い者は当社までご連絡ください。
- ② ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできませんので、十分ご注意ください。

【通知事項】

（2）次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱い者は当社までご連絡ください。

【通知事項】

（2）被保険者が職業・職務を変更した場合

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
② ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
③ ご契約後にお得が薄しく減少した場合
④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱い者は当社までお申出ください。
● ご契約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少くなくなります。
● 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただいたべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
● 初回保険料を口座振替で払い込む分割払のご契約については、追加請求が発生します。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。
● 被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときは、被保険者は保険契約者にご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

3. 被保険者からの解約

- 被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときは、除き、被保険者は保険契約の解約を請求することができます。
- （注）次に該当したときは、ご契約を解除することができます。
- （注）次に該当したときは、ご契約を解除することができます。

（1）現在のご契約に対する場合の不利益事項

- ① 被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお受けできない場合があります。
- ② 新たなご契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となつた身体障害を被つていた場合、保険金をお支払いできることがありません。
- ③ 新たなご契約の始期日ににおける被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険料・特約を適用します。
- そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- （注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

その他、ご留意いただきたいこと

6 請求権等の代位について

所持補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合は、次の額を限度とします。

① 当社が損失の額の全額を保険金としてお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するるのは、当社がその損失に対して保険金をお支払いすることになります。

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしてない損失の額を差し引いた額

被保険者が取得した債権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者との相互通報による損害賠償請求権その他の債権も含まれます。

(注)損害賠償請求権その他の債権の前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所持補償保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して所持補償保険金をお支払いします。詳細は普通保険約款特約をご確認ください。

※1 所持補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所持補償保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して所持補償保険金をお支払いします。詳細は普通保険約款特約をご確認ください。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されています。詳細は普通保険約款特約をご確認ください。

7 共同保険について

損害保険会社が営業部屋(注)した場合に保険契約者等を保護する目的で「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、通常することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い (注意喚起情報)

損害保険会社が営業部屋(注)した場合に保険契約者等を保護する目的で「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険契約は、当社がこの保険引受けの審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシユアランスグループのそれらの会社(海外にあるものも含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためご利用することができます。

① 当社およびブループー会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品・投資信託・ローン等の金融商品・リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービス等の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要な範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険料の請求・支払いに関する関係先等(いすれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人・日本損害保険協会・損害保険料率算出機構・損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告・再保険金の請求等のために、再保険引受け会社(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取り扱いに関する詳細、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.aioinssaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 (注意喚起情報)

契約取扱者は代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領取の発行・ご契約の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され育てに成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 重大事由による解約

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできれないことがあります。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行なったばあやうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の言動を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 継続契約について

● 保険金請求状況や年令などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。

● 継続前の契約に比べて補償内容を拡大する場合は、健康状態によって、ご契約を継続できないことまたは補償内容を変更させたいただくことがあります。

● 継続契約の始期日における年令等によって、継続契約の保険料は、継続契約の保険料と異なることがあります。

● 当社が普通保険約款・特約・保険料率等を改定した場合、改定日以降を治期日とする継続契約には、その治期日ににおける普通保険約款・特約・保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が施術前のご契約と異なることがあります。

Memo

<ご注意>

ここにご案内する賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

<複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）>

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<損害保険契約者保護制度について>

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

●賠償責任保険（メンバー賠償責任保険・スクーバセンター店舗関連賠償責任保険・メンバーアイビングボート補償保険・使用者賠償責任補償）

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●傷害保険

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

●所得補償保険

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●お問合わせ・お申込は…

メンバー賠償責任保険

取扱代理店：株式会社ナウイエンタープライズ
Tel 03-5956-9922 Fax 03-5956-9923
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-2-3
第一主田ビル7F

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第一課
Tel 03-6748-7841 Fax 03-6748-7845
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損害保険日本橋本社ビル

傷害保険、スクーバセンター店舗関連賠償責任保険、メンバーアクティビティ賠償責任保険、ダイビングボート補償保険 使用者賠償責任補償、所得補償保険

取扱幹事代理店：株式会社集成社
Tel 03-3442-0411 Fax 03-3442-0410
〒141-0022 東京都品川区東五反田5-25-18

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第一課
Tel 03-6748-7841 Fax 03-6748-7845
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損害保険日本橋本社ビル

2021年9月承認 A21-102158

<株式会社ナウイエンタープライズ・株式会社集成社と引受保険会社からのお知らせ>
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(取扱代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。